

議員提出第1号議案

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成23年2月22日

提出者

足立区議会議員	浅	子	けい子
同	鈴	木	けんいち
同	ぬ	か	が
同	針	谷	みきお
同	伊	藤	和彦
同	橋	本	ミチ子
同	さ	と	う
			純子

足立区議会議長 古性重則様

(提案理由)

住宅改良費用の一部を助成することにより、区民の居住環境の改善と住宅の長寿命化を図り、もって長く住み続けることができる居住環境の確保に資するとともに、区内業者を活用することにより、地域経済の活性化を図るため、本案を提出する。

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例

足立区住宅改良助成条例（平成21年足立区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、区民が区内施工業者を活用し、住宅を改良するものに対して、その費用の一部を助成することにより、区民の居住環境の改善と住宅の長寿命化を図り、もって長く住み続けることができる居住環境の確保に資するとともに、区内業者を活用することにより、地域経済の活性化を図る。

第2条第5号を次のように改める。

（5） 改良 住宅の修繕、増築、模様替え、バリアフリー対応型住宅改善等の住宅の機能維持及び環境の向上のために行う補修及び改善をいう。

第2条に次の1号を加える。

（6） 区内施工業者 住宅等の改良工事を行う事業者で、区内に本店を有する法人又は区内の個人事業者をいう。

第4条を次のように改める。

（助成対象工事）

第4条 助成金を交付することができる改良に係る工事（以下「改良工事」という。）は、次に掲げるもので、かつ、区内施工業者が行うものとする。

- （1） 屋根の葺き替え、外壁の改修、ベランダの改修、風除室の設置及び補修等の工事
- （2） 壁紙、天井、ふすまの張替え、フローリング等内装工事
- （3） バリアフリー対応型住宅改修工事のうち次に掲げるもの
ア 段差を解消する工事

イ 廊下及び出入口の幅を確保する工事

ウ 浴槽の改修工事

エ 浴室、洗面所、階段、廊下、トイレ又は玄関に手すりを設置する工事

オ ホームエレベーター又は階段昇降機を設置する工事

カ 車椅子対応キッチンを設置する工事

(4) 二世帯住宅への改修工事

(5) 環境負荷の低減を行うため、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を設置する改修工事

(6) 耐震、断熱、暖房、防音等に伴う工事

(7) 助成対象者が所有する敷地内における自家用駐車場の設置、改修のための工事

(8) 住宅への防犯用感知ライト、フェンスの設置等の防犯機能の付与又は強化のための工事

(9) 庭の緑化、ガーデニング等の助成対象者が所有する敷地内の改修に伴う工事

(10) 門、塀の設置又は改修に伴う工事

(11) その他、区長が対象工事として認めるもの

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。